

○指定管理者（候補者）の選定の方法及び結果結果について

施設名：秋田県マリーナ施設（秋田マリーナ、男鹿マリーナ、本荘マリーナ）

● 選定の方法

- 1 申請団体から提出された事業計画書等により、選定基準に沿って設定した審査項目ごとに各委員が評価（評点付け）を行った。
（評点）
5点：特に優れている 4点：優れている 3点：やや優れている 2点：やや劣っている 1点：劣っている
- 2 全委員の評点を合計し、選定基準のウエイトをもとに評点の合計を100点換算した。（満点を100点として再計算）
- 3 2をもとに委員間で総合的観点から議論・検討し、申請者の適格性を審査し指定管理者の候補者として選定した。

○ 評点表

	1 県民の平等利用の確保(確保されなければ失格)	2 営業所の位置(確保されなければ失格)	3 施設の設置目的の効果的な達成 (満点:25点)	4 効率的な管理運営 (満点:25点)	5 適正かつ確実な管理を行う能力 (満点:40点)	6 その他施設の設置目的、性質に応じて定める基準 (満点:10点)	合計 (満点:100点)
(株)マリーナ秋田	○	○	19.2	15.5	28.8	7.4	70.9

■ 総合評価（選定結果）

- 評点を「やや優れている」とした場合の合計点となる60点を選定の目安として審査した。
- ◎ 委員の意見を集約し候補者としての適格性が認められたことから、「(株)マリーナ秋田」を指定管理者の候補者として選定することに決定した。

【主な意見】

- 安全管理面の取組が評価できる。
- 合計点が7割を超えており、候補者として問題ない。
- 経常赤字のため収支計画等の項目に高い評価はつけにくいですが、今後の計画性は認められる。